

学校事務センターだより

通勤手当・扶養手当・住居手当の事後確認について

給与規則では上記の三手当について、支給要件の具備の有無や適正な支給であるかどうかを確認することが定められています。今年も7月1日現在の手当について事後確認を行います。

通勤手当 →新規道路開通等により最短経路が出来たり、通勤方法に変更はありませんか？

住居手当 →借家に関わる契約内容(家賃額や契約者及び支払者・契約期間等)について変更ありませんか？

扶養手当 →被扶養者について、扶養状況に変化はありませんか？

例) ・就職したりアルバイト等で月額108,333円以上の収入ありませんか？

・大学等に進学し別居している子に毎月一定額仕送りをしていますか？

各状況により添付していただく書類は異なります。

詳細につきましては6月下旬の職員会議等で事務職員から提案します。

締め切り日までに提出をお願いします。



夏のボーナスは6月30日

支給割合(正規職員の場合)

期末手当 1.225月分

勤勉手当 0.85月分

計 2.075月分(削減前)

※但し、給与削減により次の支給割合が引下げられます。

削減⇒勤勉手当0.085月/年

※休職や介護休暇・部分休業等がある場合は日数により減ぜられます。

※講師や新規採用者は任用期間によって支給率が異なります。

特殊勤務実績簿について

6月分は6月26日(月)締切

その後、すぐにシステム入力し、7月の給与で支給します。提出期限厳守をお願いします。6月に宿泊研修や修学旅行の引率をされた方は引率指導分も忘れずに含めてください。

扶養手当額改定



子に係る手当額が6,500円から段階的に10,000円に、配偶者に係る手当額は13,000円から段階的に6,500円に改められます。

扶養親族	H28年度	H29年度(現行)	H30年度以降
子	6,500円	8,000円	10,000円
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
父母等	6,500円	6,500円	6,500円

※職員に配偶者がいない場合一人に係る手当で額については、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降は子10,000円・父母等6,500円となります。

消耗品の購入について

消耗品の注文をする際、次のことを業者にお伝えください。

- 学校名
- 担当及び担当者名
- どの会計から支払いをするか
(学校配当予算・学年費・市教委××室等)

⇒誤請求・誤払いを防ぐために
ご協力をお願いします。

